

昭和十五年四月十七日(木曜日)
午後二時四十分開会

る請願(第二五一号)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第二一五三号)(第二一八一号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令により外国特殊機関職員指定に関する請願(第二一八二号)

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二三五七号)(第二二五八号)(第二二五九号)

一、寒冷地手当改善に関する請願(第二二六〇号)

一、核兵器完全禁止等に関する請願(第二二八六号)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第二二九八号)(第二二九九号)(第三〇〇号)

第二二三三号 昭和五十五年三月二十八日受理
行政改革の推進に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 遠藤正二

紹介議員 鈴木 正二君

行政改革のため、強力な推進体制を整備し、速やかに次の事項の実現を図るよう強く要望する。

一、国の出先機関、特に都道府県単位の出先機関は、思い切つて整理し、地方事務官は国と都道府県に所属する変則的な行政執行体制であるので廃止すること。

二、許認可事務は、大幅に整理縮小し、行政事務処理の徹底した簡素化を図ること。

三、国と地方との協力関係を推進するため、都道府県及び市町村の全国的な連合組織は、地方自治体の利害に關係する法令の制定改廃について、国会又は關係行政庁に意見を提出することが出来るものとするなど、地方自治体の意向が国政に反映されるような方途を講ずること。

理由

地方の時代といわれる今日、社会経済情勢の変化と複雑、多様化しつつある行政需要に対応するためには、国・地方を通ずる行政の簡素効率化と地方分権の推進を期し、行政制度の抜本的改革を断行することが緊急かつ国民的課題である。

第二二三四号 昭和五十五年三月二十八日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市佐目町二〇一 渡辺 隆夫

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二二五十一号 昭和五十五年三月二十九日受理
旧陸海軍人等の戦後強制抑留者補償に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 遠藤正二

紹介議員 鈴木 正二君

旧陸海軍人等の戦後強制抑留者とその遺族に対し、特別な補償措置を講ぜられたい。

理由

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争の終結によつて我が国陸海軍将兵は「ポツダム宣言」に基づき武装解除を受けた後、各自の家庭に復帰することができた。しかし、当時海外にあつた将兵等は賠償に代わる意味をもつ労務の提供者として強制労働を余儀なくされ、多くの犠牲者をだすなど、その惨状は言語に絶するものがあつた。本来、賠償債務は強制抑留された一部の国民が負担するものでなく、国として解決すべきものである。しかるに戦後三十四年を経過した今日、いまだにこれが解決をみていないことは極めて遺憾である。

第二二五三三号 昭和五十五年三月二十九日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡新富町日置二、八二七 甲斐重徳

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二二八一号 昭和五十五年三月三十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 山口市宮島町一〇ノ二五 時枝茂 夫

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二二八二号 昭和五十五年三月三十一日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令により外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 下蘭秋季

紹介議員 金丸 三郎君

請願者

七

甲斐重徳

紹介議員

坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二二八一号

昭和五十五年三月三十一日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者

山口市宮島町一〇ノ二五 時枝茂 夫

紹介議員

小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

第二二八二号

昭和五十五年三月三十一日受理

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令により外国特殊機関職員指定に関する請願

請願者

東京都港区新橋一ノ八ノ二航空会館分館内日本航空協会内中華航空会内 下蘭秋季

紹介議員

金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第二二八三三号

昭和五十五年三月三十一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

山口市上堅小路二四 原田芳一

紹介議員

小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二八四号

昭和五十五年三月三十一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

茨城県水戸市見和町六三ノ一六 小林祐三

紹介議員

那 祐一君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二八五号

昭和五十五年三月三十一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

神奈川県中郡大磯町大磯一、二七

八 外山專之助

紹介議員

宮田 輝君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二五七号

昭和五十五年四月一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

岡山県都窪郡早島町早島一、九七

紹介議員

加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二五八号

昭和五十五年四月一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

熊本県菊池市四町分三八六 関稔

紹介議員

田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二五九号

昭和五十五年四月一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者

熊本県菊池郡西合志町須屋一、九

紹介議員

〇六ノ二 嶋村隆成

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第二二六〇号

昭和五十五年四月一日受理

寒冷地手当改善に関する請願(四十七通)

請願者

山形県天童市老野森一ノ一 一天童市長 阿部金蔵外四十六名

紹介議員

安孫子藤吉君

寒冷地手当改善のため、速やかに次のような措置を講ぜられたい。

一、加算額を改善すること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の世帯区分変動者への追給をすること。

四、山形県(山形市・上市市・天童市)の寒冷地手当の級を現行四級より五級に引き上げること。

理由

昨年末から今日にかけて燈油値上がりは目に余るものがある。通産省十二月調べでは十八リットル全国平均千二百七十六円と約九十三パーセントの値上がりとなり、更に一月には千五百円燈油も出現したことから、家計を大きく圧迫しているのて加算額の改定の措置を講ずる必要がある。また、定額分については、(一)第七十五回国会において、衆・参両院で改善の附帯決議がなされていること。(二)昭和四十四年改正時の「生活給本来の姿にもどす」との理由が消滅したこと。(三)昭和四十四年改正時の基本額六万六千円が十九万八千九百円と三倍になったこと。(四)昭和四十四年改正前の各級地の支給率が、今日大きく減ぜられ、既得権が侵害されたこと。等から改善の措置を講ずる必要がある。基準日以降の世帯変動者への追給、寒冷地手当の級の引上げについても、改善の附帯決議がなされており、これらの改善を望むものである。なお、山形県(山形市・上山市・天童市)については、気象資料からして現行四級地を五級地に引き上げることが妥当である。

第二二八六号 昭和五十五年四月二日受理

核兵器完全禁止等に関する請願

請願者 千葉市みつわ台五ノ一八ノ一ノ三

〇三 高橋豊外七十五名

紹介議員 山中 郁子君

一、広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人々に知らせること。

二、核兵器を使用することは、人道に反する犯罪として禁止すること。

三、非核三原則の立法化を実現し、核部隊、核兵器の通過・持込みを禁止し、核基地を撤去すること。

理由

今日、軍拡競争による核兵器の増強は、アメリカ・ソ連を中心に質量ともに激しさを増し、広島型原爆の爆発力に換算して、少なくとも百三十万

発分に相当する核爆弾が蓄積されている。また、運搬手段の向上、弾頭の小型化は、第一撃態勢を準備し、核兵器使用の危険を増大させている。我々は、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませざるの非核三原則は、広島・長崎・ビキニを繰り返さない決意とともに、これが日本国民の合意であると認識している。しかし、日本政府は、国連総会において「現在、核兵器が存在していない国の領土に核兵器を配備しない決議」に反対した。これは、核政策の基本方針としてきた「非核三原則」に反する行為である。このことは、先に取り決めた「抑止力」を公然と認めたこととも関連して、明らかに非核三原則を形骸化させるものである。また、アメリカによる広島・長崎への原爆の投下のもたらした惨禍、被爆の実相とその後遺が既に明らかにしているように、核兵器の使用は、人類に対する犯罪であり、核兵器はこの地球上から絶滅しなければならぬものである。とりわけ、被爆国である日本政府は、自ら核兵器完全禁止、使用禁止の先頭に立つとともに、進んで非核三原則の立法化を実現すべきである。

第二二九八号 昭和五十五年四月二日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区五宮町四ノ一六 中

井邦光

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第二三九九号 昭和五十五年四月二日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 岡山県笠岡市山口一、七五六 園

部一己

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第三三〇〇号 昭和五十五年四月二日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 石川県金沢市間町一ノ一〇六

篠島外寿

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

紹介議員 嶋崎 均君

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十五日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

附則

〇等

(施行期日)

公布の日

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七條中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四條第二項の改正規定 昭和五十五年六月一日

二 第七條中法律第五十一号附則第十四條第一項の改正規定 昭和五十五年八月一日

三 第二條の規定 昭和五十五年十月一日

四 第三條中恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十四條第三項、第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條の改正規定 昭和五十五年十二月一日

五 第七條中法律第五十一号附則第十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第十六條の改正規定並びに附則第十條の規定 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五

年法律第 号) 第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日

の次に一條を加える改正規定の施行の日

第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第三條の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第七までの規定、第四條の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)の規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。)の規定、第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

第七條 特例傷病恩給については、昭和五十五年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則別表第五」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び^{法律第百七十七号}旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、「八十万四千円」とあるのは「七十三万六千円」とする。

（長期在職者等の恩給年額についての特例に関する経過措置）

第十四条 昭和五十五年四月分及び同年五月分の普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。）附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第号）附則別表第六」とする。

2 昭和五十五年六月分から同年十一月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百二十一号附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三五〇、〇〇〇円」と、「二七三、〇〇〇円」とあるのは「二二七、五〇〇円」とする。